

郡 市 区 等 医 師 会 様

大 阪 府 医 師 会
(公 印 省 略)

**【重要】 特定保健指導実施にかかる適用対象について
(特定健診受診日に注意)**

平素は、本会事業に格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、特定健診・特定保健指導につきましては、令和6年4月1日より第4期での取り扱いとなりますが、特定保健指導の適用対象者は下記の通りとなりますので、ご連絡申し上げます。

つきましては、本件の趣旨をご理解いただき、貴会会員医療機関に対する周知方につきまして、ご高配賜りますようよろしくお願いいたします。

1. 特定保健指導の実施対象者

○令和6年4月1日(2024年度)以降に受診した特定健診の結果により、特定保健指導の対象となった者(利用券整理番号が「24」以上で始まる者)

⇒第4期の特定保健指導の対象となります。

○令和6年3月31日(2023年度)以前に受診した特定健診の結果により、特定保健指導の対象となった者(利用券整理番号が「23」以下で始まる者)

⇒従前どおり、第3期の特定保健指導の対象となります。

※適用対象でない特定保健指導を実施した場合、返戻の対象となりますので、ご留意下さい。

2. 大阪府医師会代行入力票について

第4期特定保健指導を実施した場合 ⇒ 新様式の入力票をご利用下さい。

第3期特定保健指導を実施した場合 ⇒ 従前様式の入力票をご利用下さい。

<u>特定健診</u> 受診日	特定保健指導 利用券整理番号	適用対象	代行入力票
令和6年4月1日 (2024年度) 以降	24以上で始まる数字	第4期 特定保健指導	新様式を利用
令和6年3月31日 (2023年度) 以前	23以下で始まる数字	第3期 特定保健指導	従前様式を利用